
広陵町真美ヶ丘中学校区における学校
施設等再編基本構想策定支援業務委託
公募型プロポーザル募集要領

令和6年4月

広陵町教育振興部教育総務課

1 目的

本町の真美ヶ丘地区では、中学校1校・小学校2校・幼稚園2園・保育園2園・放課後子ども育成教室2クラブを有しているが、令和3年度に策定した第2次広陵町人口ビジョンでは、今後10年間で乳幼児、児童及び生徒数の減少が見込まれており、今後の施設運営に大きな影響を与えることが懸念されています。とりわけ、真美ヶ丘中学校及び真美ヶ丘第二小学校については、児童・生徒数の減少が著しく、施設の老朽化も激しいことから、早急に施設のあり方を根本から見直す必要があります。

また、乳幼児に目を向けると、総数自体は減少傾向ではありますが、共働き世帯の増加等も影響し、幼稚園よりも保育園への入園を希望する世帯が増加しています。幼稚園の空き教室の問題と保育園の待機児童の問題の双方を解消するため、こども園への移行を進める必要があります。

このことから、短期（認定こども園整備事業）、中期（保育園・幼稚園除却事業）、長期（学校再編事業）における、各事業を行うために必要な基礎資料とするため、令和6年度において、第2次広陵町人口ビジョン等に基づく基本構想を策定するものです。策定に当たり、学校再編については、20年後の学校施設として、幼保小中並びに学童保育及び民間施設（新たなこどもの居場所）を包括した整備を予定しており、PPP/PFI手法を活用した検討を前提条件とします。業務の実施に当たっては、教育振興部教育総務課及び企画総務部総合政策課との共同で実施する予定です。

以上を踏まえ、本町に有益で様々な事業提案を求めたいと考えていることから、公募型プロポーザルにより事業者を決定するものです。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

広陵町真美ヶ丘中学校区における学校施設等再編基本構想策定支援業務委託(以下「本業務」という。)

(2) 業務の内容

別紙「広陵町真美ヶ丘中学校区における学校施設等再編基本構想策定支援業務委託公募型プロポーザル仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりです。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 事業費上限額

3,788,400円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 委託予定者の選定

本業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容(独自提案含む。)に最も適した者を選定するため、公募型プロポーザル方式(プレゼンテーション)によって行います。

合格基準点は100点満点中60点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば委託予定者としします。

4 事務手続及び事業スケジュール

- (1) 公告日
令和6年4月12日(金)
- (2) 質問受付
令和6年4月18日(木) 午後5時まで
- (3) 質問回答日
令和6年4月25日(木) 午後5時予定
- (4) 参加表明書提出期限
令和6年5月8日(水) 午後5時まで
- (5) 企画提案書等提出期限
令和6年5月15日(水) 午後5時まで
- (6) プレゼンテーション提案審査
令和6年5月22日(水)
- (7) 選定結果通知
令和6年5月下旬予定
- (8) 契約締結及び業務開始
令和6年6月上旬予定

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書提出期限までに広陵町の令和6年度の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書(第1号様式)提出期限の日以降において、広陵町の指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書(第1号様式)提出期限の日以降において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 近畿2府4県内に本店、支店又は営業所等があること。
- (6) 過去5年間において、地方公共団体における同種の契約を請け負った実績があること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

6 質問の受付及び回答

提出書類等の質問については、その旨を記載した質問書(任意様式)により、電子メールで提出し、送信後に必ず電話にて受信確認を行ってください。その際の件名を「広

陵町真美ヶ丘中学校区における学校施設等再編基本構想策定支援業務委託に係る質問」としてください。なお、電話及び口頭による質問には回答しません。

(1) 提出先

広陵町教育振興部教育総務課 kyouikusoumuka@town.nara-koryo.lg.jp

(2) 質問受付

令和6年4月18日（木）の午後5時まで

(3) 質問に対する回答

令和6年4月25日（木）の午後5時を目処に広陵町ホームページにて公表します。

7 参加表明書の提出

公募型プロポーザルへの参加希望者は、次に定める書類（別紙「様式一式」参照）に必要事項を記載の上、令和6年5月8日（水）午後5時までに提出してください。

(1) 参加表明書（第1号様式）

(2) 誓約書（第2号様式）

(3) 会社概要書（第3号様式）

(4) 実績調書（第4号様式）

8 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルへの参加表明者におかれましては、次に定める書類（企画提案書等）を、令和6年5月15日（水）午後5時までに提出してください。

(1) 提出資料

ア プロポーザル提案申請書（第5号様式）

イ 業務実施体制計画表（任意様式）

配置予定の総括責任者及び業務責任者等の資格及び経歴等について記載してください。併せて、契約後の全体の実施体制、緊急時の体制及び役割分担について、具体的な対応等を記載してください。

ウ 企画提案書（任意様式）

(ア) 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き片面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上、ページ枚数は10ページ以内としてください。図面等の補足資料は、必要に応じて、A4版横、A3版横で使用してください。A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにしてください。

(イ) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ってください。

(ウ) 使用言語は日本語としてください。（ただし、専門用語を除きます。）

(エ) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をしてください。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載としてください。

エ 業務工程表（任意様式）

- (ア) 優先交渉権者選定後から契約締結までの工程を記載してください。
- (イ) 契約締結後から事業終了までの期間の工程を記載してください。

オ 見積書（任意様式）※見積額には消費税額及び地方消費税額を含んでください。

- (ア) 仕様書に基づく業務内容による見積書としてください。
- (イ) 社会経済動向（労務単価の上昇等）の経費変動リスクについては、見積額に加えないでください。
- (ウ) 見積書には、独自提案にかかる経費も含んでください。

(2) 提出期限等

ア 提出書類配布期間

公告日から令和6年5月15日（水）まで

※提出書類等は、ホームページからダウンロードにより入手してください。

(URL: http://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?frmId=6713)

イ 提出期限

令和6年5月15日（水）午後5時までに提出してください。

ウ 提出部数

正本1部、PDFデータ

※メールにて受信可能要領は5MBまで、5MBを越える提案書については光ディスクにて提出してください。

エ 提出場所

広陵町教育振興部教育総務課 広陵町役場2階

オ 提出方法

(ア) 持参の場合 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除きます。）

(イ) 郵送の場合 令和6年5月15日（水）午後5時までに必着のこと。

※郵送の場合は、「簡易書留」による指定期日必着で「13 問い合わせ先」に記載の宛先に郵送してください。

カ その他

(ア) 提出された企画提案書等は返却しません。なお、提出された書類は、この提案以外の目的で使用しません。

(イ) 企画提案書等の受理後の差し替え、追加及び削除等は一切認めません。ただし、町から指示があった場合を除きます。

(ウ) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とします。

- (a) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (b) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (c) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (d) 見積金額が事業費上限額を超えている場合

(3) 辞退される場合

参加表明書を提出後に辞退する場合は、辞退届（第6号様式）を提出してください。

9 審査方法及び審査基準

提出された提案書等に基づくプレゼンテーションにより審査を行います。

優先交渉権者の選定については、広陵町真美ヶ丘中学校区における学校施設等再編基本構想策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において審査します。審査の結果、合格基準点（100点満点中60点以上）に達した中で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とします。

(1) プレゼンテーション提案審査の日時

令和6年5月22日（水）

ア プレゼンテーション等への出席者は、総括責任者及び業務責任者（「仕様書 6 業務の実施体制」に従う）を含め3名以内とします。

イ プレゼンテーション等の時間は、1者当たり40分（説明20分、質疑20分）とします。

ウ 大型モニター（ケーブル等含む）及び電源は、広陵町で準備します。その他については必要に応じ各自で準備してください。

エ 欠席した場合は失格とします。ただし、交通機関等の事故などやむを得ない理由が生じた場合は、「13 問い合わせ先」に連絡し、その指示に従ってください。

(2) 審査項目及び評価基準

審査項目及び審査基準については、「別添 1 審査項目及び審査基準」のとおりです。

(3) 選定結果

委員会終了後、全ての参加者に対して選定結果を通知します。電話等による問い合わせには一切応じません。

10 契約の締結

審査により交渉権者となった事業者を、優先交渉権者とし契約に向けた交渉を行います。なお、交渉権第1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行うものとします。

企画提案書等に記載された項目については、原則として契約の仕様に反映するものとします。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、優先交渉権者との協議により、業務内容について調整することがあります。

11 情報公開

提出された書類は、優先交渉権者を選定する目的以外には使用しません。

選考結果について、参加事業者数、優先交渉権者及び交渉権第2位に選定された事業者名並びに審査点を公表します。

12 その他留意事項

(1) 企画提案書等の作成、応募等の本プロポーザルに要する費用は、全て応募者の負担とします。

(2) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限ります。

- (3) 広陵町の令和 6 年度の入札参加資格を有しない者は、参加表明書提出期限までに、参加資格を得てください。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、受託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- (6) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (7) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本募集要領等の記載内容に同意したものとします。

13 問い合わせ先

〒635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1

電話番号 0745-55-1001

ファクシミリ 0745-55-1009

- ・本プロポーザルの募集に関すること
広陵町教育振興部教育総務課 倉田 (1288) ・ 千葉 (1012)
Eメール kyouikusoumuka@town.nara-koryo.lg.jp
- ・公共施設マネジメントに関すること
広陵町企画総務部総合政策課 芝 (1232) ・ 藤本 (1277)
Eメール sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp